

茅ヶ崎市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年12月1日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

くらし安心部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年11月26日（水）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 市民自治推進課

ア 地区自治会連合会等補助金

茅ヶ崎市くらし安心部市民自治推進課所管に係る補助金交付要綱の別表では、地区自治会連合会等補助金の交付の時期について「補助金交付決定通知後1月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後1月以内に交付されていませんでした。

イ 認定コミュニティ助成金

1 運営等助成金

2 特定事業助成金

以上2件の助成金について、茅ヶ崎市認定コミュニティ助成金交付要綱に定める助成金の交付の時期（助成金交付決定通知後1月以内）までに交付されていないものがありました。

(2) 防災対策課

<地区防災訓練補助金>

茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課所管に係る補助金交付要綱の別表では、地区防災訓練補助金の交付の時期について「補助金交付決定通知後2月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後2月以内に交付されていないものがありました。

(3) 安全対策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 市民相談課

<神奈川県弁護士会補助金>

茅ヶ崎市くらし安心部市民相談課所管に係る補助金交付要綱の別表では、神奈川県弁護士会補助金の交付の時期について「補助金交付決定通知後1月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後1月以内に交付されていませんでした。